



福岡医発第 3351 号（地）
平成 31 年 3 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起について

今般、福岡県環境部環境保全課長から福岡県保健医療介護部医療指導課長（以下、「医療指導課」とする。）へ標記注意喚起時の医療機関への周知について協力の要請があった旨、医療指導課よりお知らせがありました。

本県では、PM_{2.5}が暫定指針値（日平均値70 μ g/m³）を超えると予想される場合に別紙のとおり注意喚起が行われるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

30医指第3797号

平成31年3月11日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起時における協力要請について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、環境部環境保全課から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

また、この協力要請につきましては、別添の「微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起時連絡系統図」のとおり、環境部環境保全課から関係各課を通じ、各関係機関に対して、周知されていますことを申し添えます。

なお、県の防災情報等メール配信システムである「防災メール・まもるくん」を活用した注意喚起情報の配信を行うこととしておりますので「防災メール・まもるくん」への登録の働きかけにつきまして、引き続きのご協力をお願いいたします。



各医師会通知



公印省略

30 環保第 2888 号
平成 31 年 2 月 27 日

保健医療介護部医療指導課長 殿

環境部環境保全課長
(大気係)

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起時における協力要請について

本県におきましては、PM2.5 が暫定指針値 (日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えると予想される場合、別紙のとおり注意喚起を行うこととしています。

本年につきましても、PM2.5 注意喚起時の医療機関への周知について御協力をお願いします。

また、これまでと同様に、県の防災情報等メール配信システムである「防災メール・まもるくん」を活用した注意喚起情報の配信を行うこととしております。医療関係者に対する「防災メール・まもるくん」への登録の働きかけにつきまして、引き続きの御協力をお願いします。

問い合わせ先 環境部環境保全課大気係
内線 : 3435 FAX 092-643-3357



微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起について

福岡県環境部環境保全課

1. 概要

環境省の「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が示した暫定的な指針に基づき、本県では、平成25年3月9日からPM2.5に関する注意喚起を行うこととしており、同年12月6日からは早朝の判断に加え、午後の早い時間にも注意喚起の判断を行っています。

また、環境省において「微小粒子状物質（PM2.5）に関する「注意喚起のための暫定的な指針」に係る判断方法の改善について（第2次）」が取りまとめられ、本県では平成26年12月18日（木）から、注意喚起の解除判断を行うとともに、従来の早朝の判断方法を見直しました。

2 PM2.5に関する注意喚起のための暫定的な指針値

日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超

〔参考〕 環境基準：日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

3 注意喚起の方法

(1) 注意喚起を行う地域

県内を4地域に分け、地域毎に注意喚起を実施

（北九州地域、福岡地域、筑後地域、筑豊地域（別表のとおり））

(2) 注意喚起の判断方法

① 午前中早めの時間帯で判断

同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合



暫定指針値を超えると予測し、午前8時を目途に、地域毎に注意喚起を実施

② 午後からの活動に備えた判断

同一地域内の1測定局でも、午前5時から12時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合



暫定指針値を超えると予測し、午後1時を目途に、地域毎に注意喚起を実施

4 PM2.5に関する情報

[福岡県ホームページ]

○微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起について

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pm25-tyuuikanki.html>

○福岡県の大気環境状況 (PM2.5 等の速報値)

<http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Nipo/OyWbNpKm0151.htm?Y3IJ0846D705>

[環境省ホームページ]

○微小粒子状物質 (PM2.5) に関する情報

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>

微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起時の対応 (県庁関係課)

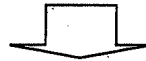
環境部環境保全課

1 注意喚起の判断方法

県では、1日2回注意喚起の判断を行っており、判断基準値を超過した場合は、午前8時又は午後1時を目途に注意喚起を行うこととしています。

① 午前中早めの時間帯で判断

同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合



暫定指針値を超えると予測し、午前8時を目途に、地域毎に注意喚起を実施

② 午後からの活動に備えた判断

同一地域内の1測定局でも、午前5時から12時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合



暫定指針値を超えると予測し、午後1時を目途に、地域毎に注意喚起を実施

2 注意喚起時における連絡方法

環境保全課から関係各課に電子メールで連絡します。電子メールは、所属のアドレス宛に送付させていただきます。

3 注意喚起の内容(行動の目安)

- 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- 換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。

〔高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等)はより慎重な行動が望まれる。〕

4 注意喚起時の対応

貴課から関係機関へ周知をお願いします。ご不明な点がございましたら、環境保全課(内線：3435)までお問い合わせください。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関するよくある質問 (Q & A)

Q. 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) とは、どのようなものですか。

A. 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5 μ m (1 μ m=1mm の千分の 1) 以下の非常に小さな粒子のことです。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれます。また、さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などによって組成も変動します。

Q. 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は、どのようにして発生しますか。

A. 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) には、物の燃焼などによって直接排出されるもの (一次生成) と、環境大気中での化学反応により生成されたもの (二次生成) とがあります。

一次生成粒子の発生源としては、ボイラーや焼却炉などばい煙を発生する施設、コークス炉や鉱物堆積場など粉じん (細かいちり) を発生する施設、自動車、船舶、航空機などのほか、土壌、海洋、火山など自然由来のものや越境汚染による影響もあります。また家庭内でも、喫煙や調理、ストーブなどから発生します。

二次生成粒子は、火力発電所、工場・事業所、自動車、船舶、航空機、家庭などの燃料燃焼によって排出される硫黄酸化物 (SO_x) や窒素酸化物 (NO_x)、燃料燃焼施設のほかに溶剤・塗料の使用時や石油取扱施設からの蒸発、森林などから排出される揮発性有機化合物 (VOC) 等のガス状物質が、大気中で光やオゾンと反応して生成されます。

Q. どのような健康影響がありますか。

A. 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は粒子の大きさが非常に小さい (髪の毛の太さの 30 分の 1) ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

Q. どの程度の濃度になると健康影響が生じますか。

A. 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境基準 (人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準) として「1 年平均値が 15 μ g/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³ 以下であること」と定められています。環境省が平成 25 年 2 月に設置した「微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する専門家会合」では、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を 1 日平均値 70 μ g/m³ と定めています。但し、呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児や高齢者などでは、個人差が大きいと考えられており、これより低い濃度でも健康影響が生じる可能性は否定できないとされています。この暫定的な指針となる値については、今後新たな知見やデータの蓄積等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととしています。

少なくする必要があります。特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する者、小児、高齢者などは、より影響を受けやすい可能性があるため、普段から健康管理を心がけるとともに、体調の変化に注意することが大切です。また喫煙により、室内の $\text{PM}_{2.5}$ 濃度が大きく上昇することが知られています。

Q. 「暫定的な指針となる値」を超えた場合は、運動会等の屋外での行事は中止する必要がありますか。

A. $\text{PM}_{2.5}$ 濃度が注意喚起のための暫定的な指針となる値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事は中止する必要はないと考えられます。

これは、「長時間の激しい運動でない限り換気量は大きく増加せず健康影響の可能性も高くないこと、及び当該行事を中止することによる社会的影響が大きい」ことを考慮したものです。但し、呼吸器系・循環器系疾患を有する者、小児などは、健康な成人に比べ影響を受けやすく個人差も大きいと考えられるため、普段から健康管理に努めるとともに、 $\text{PM}_{2.5}$ 濃度が高い場合には、個人の体調に応じてより慎重に行動することが望まれます。

また、運動会等の主催者は参加者に事故等が起こった場合に備えて、養護教諭等の配置や緊急に受診できる医療機関を確保するなどの配慮が必要と考えます。こうした配慮は特別なものではなく、 $\text{PM}_{2.5}$ 濃度の高低に関わらず、このような行事を開催する場合、主催者が通常取るべき措置と考えます。

なお、「大きく超える場合」の具体的な値については、専門家会合においても「現段階では高濃度域での健康影響に関する十分な科学的知見がないため、具体的な値を示すことは困難」という結論でしたが、米国の空気質指数 (AQI) を参考にすると、日平均値が $140 \sim 150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとのアドバイスがなされています。

Q. 「屋外での長時間の激しい運動」とは、どのような運動を指しているのですか。

A. 一概に明示することは困難ですが、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動が想定されます。

運動会等の屋外活動は、長時間の激しい運動にはあたらないと考えています。

Q. 窓の開閉で $\text{PM}_{2.5}$ の影響はどれほど違うのですか。

A. 窓の開閉による屋内濃度への影響を定量的に示した資料はありませんが、窓を開けておくと屋内の $\text{PM}_{2.5}$ 濃度は屋外の $\text{PM}_{2.5}$ 濃度と同等の値になると推測されることから、窓の開閉や換気は必要最小限にすることにより、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくし、その吸入量を減らすことは有効な対策と考えています。

Q. マスクの着用は有効ですか。

A. 微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) に対して、一般用マスク (不織布マスク等) の着用により、ある程度の効果は期待できますが、 $\text{PM}_{2.5}$ の吸入防止効果はその性能によって異なると考えられます。また、医療用や産業用の高性能な防じんマスク (N95^{*1} や DS1^{*2} 以上の規格のもの) は、微粒子の捕集効率の高いフィルターを使っており、 $\text{PM}_{2.5}$ の吸入を

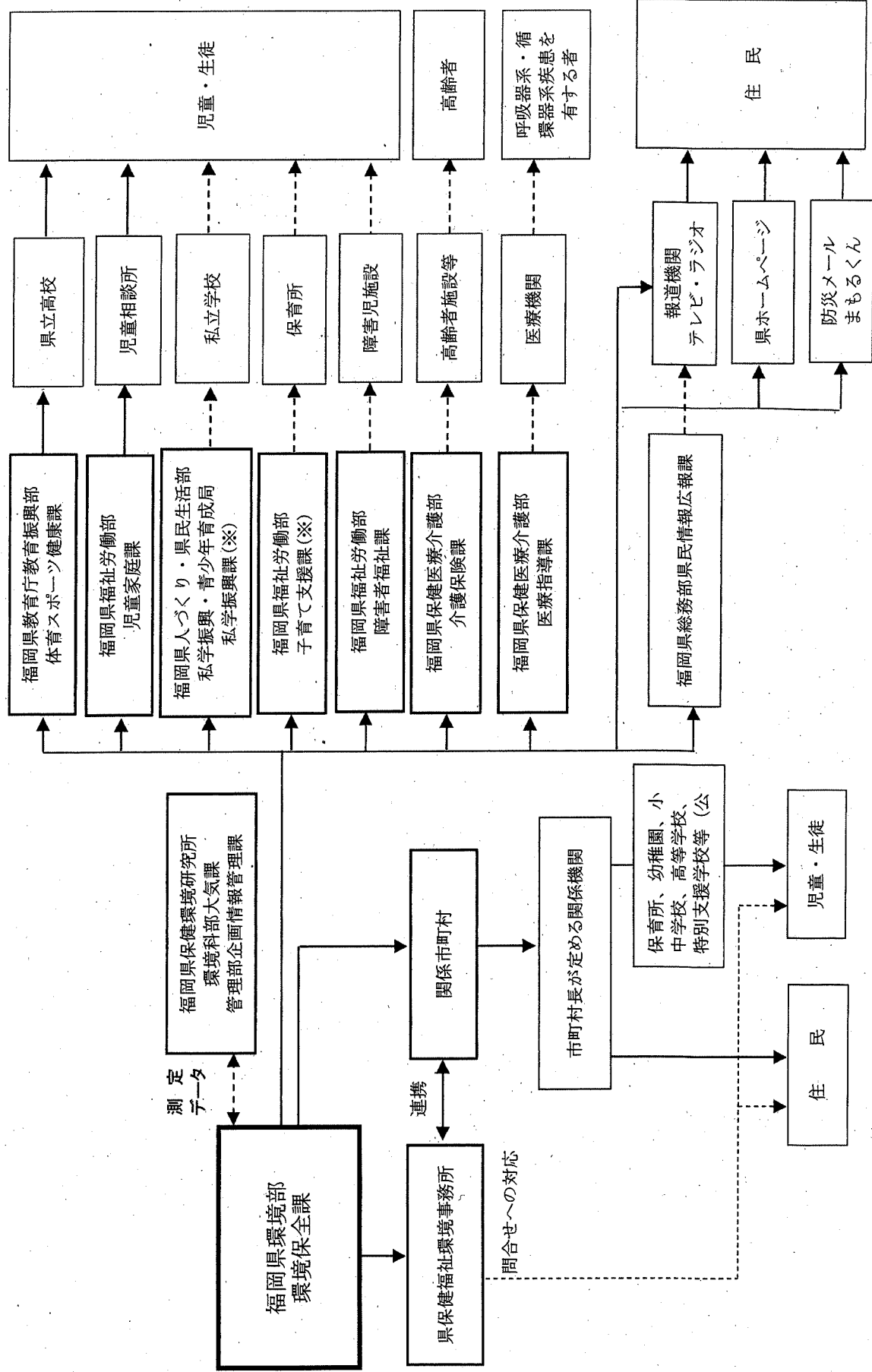
Q. 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する情報は、どうすれば入手できますか。

A. 環境省ホームページの「微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する情報サイト」(<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>) のほか、全国の自治体の関連情報サイトや国立環境研究所のサイトなどがあります。

Q. 現在の濃度に関する情報は、どうすれば入手できますか。

A. 大気汚染防止法に基づき、国や地方自治体が全国 645 カ所（平成 25 年 3 月末現在）で微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の常時監視（モニタリング）を実施しています。PM_{2.5} を始めとする大気汚染物質濃度の現在の状況については、環境省の大気汚染物質広域監視システム【そらまめ君】(<http://soramame.taiki.go.jp/>) や各自治体の PM_{2.5} 関連情報サイトなどで速報値が公表されています。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 注意喚起時連絡系統図



※上記機関への連絡は行うが、基本的には学校・保育所への連絡は市町村が行う。



『防災メール・まもるくん』に登録すると、指定した地域に
微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起及び
光化学オキシダント注意報が発令された時に
すぐにメールでお知らせします！！

「防災メール・まもるくん」は、災害時の情報等をメールでお知らせする、県の防災情報等メール配信システムです。地震・津波、台風、大雨等の防災気象情報や避難勧告等に加えて、PM2.5 注意喚起情報及び光化学オキシダント注意報発令情報も配信しています。

これまでは、PM2.5 注意喚起情報及び光化学オキシダント注意報発令情報は、「地域の安全情報」に登録されている方に配信していましたが、平成 27 年 4 月から「PM2.5・光化学オキシダント注意情報」という登録カテゴリができ、PM2.5・光化学オキシダント注意情報のみを受信できるようになりました（すでに、「地域の安全情報」に登録されている方は、変更等の手続きは必要ありません）。

登録方法

1 mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp に空メールを送信するか（すぐに返信メールが届きますので、メールに従って操作してください）、右のQRコードを携帯電話で読み取って、登録画面を開いてください。迷惑メール着信拒否の設定をされている場合、まもるくんからの返信メールが届かないことがありますので、その場合は設定を解除してみてください。

2 「防災メール・まもるくん」の登録ページが開きます。
画面に従い、お住まいの地域やパスワードなどを登録します。



QRコード

3 登録完了後、「ログイン」ボタンを押して
「まもるくん会員ページ」にログインします。

4 「防災メールまもるくん会員ページ」が開きます。
初期設定では、「PM2.5・光化学オキシダント注意情報」は配信されない設定になっていますので、メール受信条件設定から、配信するに設定を変更して下さい。

設定画面イメージ



(※)このページは登録内容を変更するための、会員ページになります。アクセスには毎回ログインが必要です。このページをブックマークやお気に入り登録しないようご注意ください。

メールアドレスなどの登録情報の変更や登録削除はこちら

○自治体の発表情報○
□情報が欲しい地域
□メール受信条件設定

○生活情報○
□メール受信条件設定

○地震・気象情報○
□メール受信条件設定

○安否確認設定○
□安否通知先設定

○通折メール○
□通折メール設定

◎ログアウト
(TOPへ)

福岡県

PM2.5注意喚起及び光化学オキシダント注意報が発令された場合にお知らせする地域を、お住まいの地域のほかにも追加できます。

※初期設定は「お住まいの市町村」のみ

自治体の発表情報

メール受信条件設定

↓
PM2.5・光化学
オキシダント注意情報

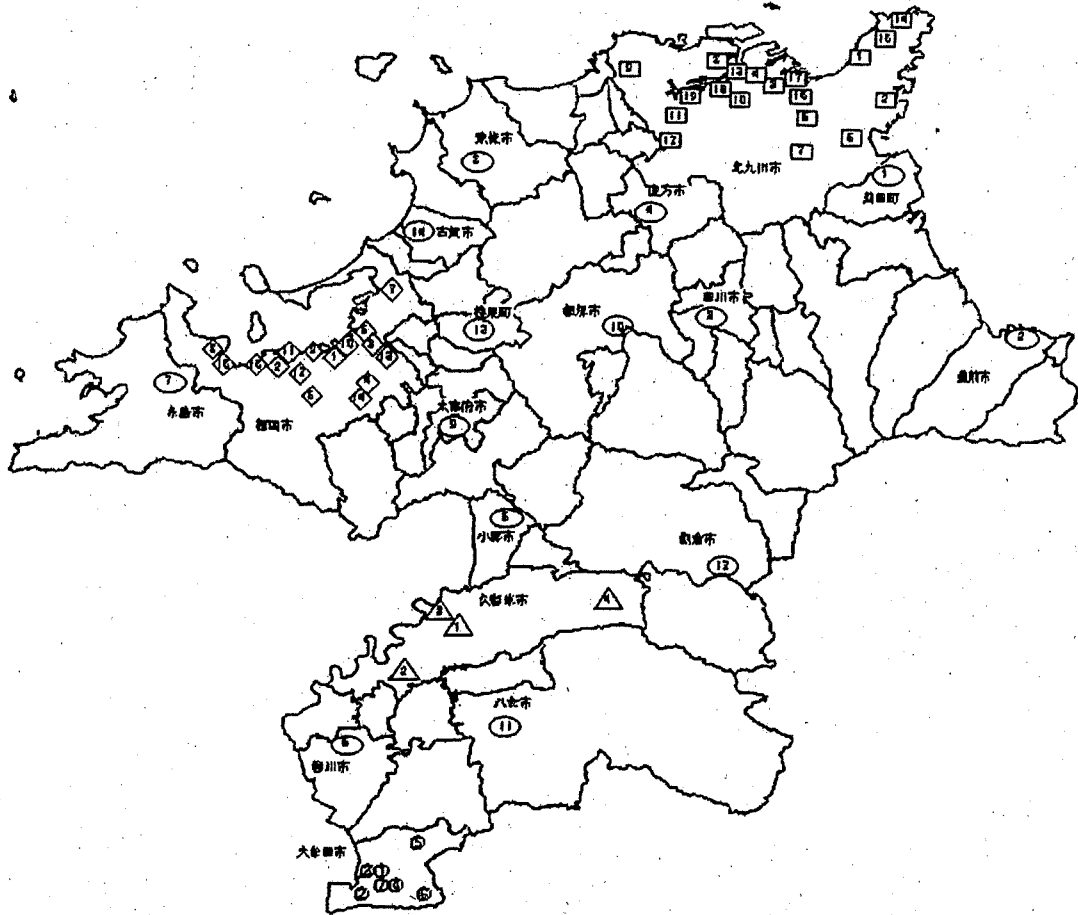
↓
「配信する」に変更

※初期設定は「配信しない」になっています。

○地震情報
全て通知
○津波情報
通知する
○台風情報
通知する
○注意報・警報
警報以上

※必要ないものは「通知しない」に変更

県内の大気測定局の設置状況



設置主体	一般環境大気測定局（一般局）			自動車排出ガス測定局（自排局）		
福岡県 (○印)	1 苅田	6 柳川	11 八女	14 古賀		
	2 豊前	7 糸島	12 朝倉			
	3 田川	8 宗像	13 篠栗			
	4 直方	9 太宰府				
	5 筑後小郡	10 飯塚				
北九州市 (□印)	1 門司	6 曾根	11 黒崎	15 門司		
	2 松ヶ江	7 企救丘	12 塔野	16 三萩野		
	3 小倉	8 若松	13 戸畑	17 室町		
	4 北九州	9 江川	14 門司港	18 西本町		
	5 城野	10 八幡		19 黒崎		
福岡市 (◇印)	1 市役所	4 南	7 香椎	9 天神	12 別府橋	15 今宿
	2 祖原	5 東	8 元岡	10 千鳥橋	13 比恵	16 石丸
	3 吉塚	6 長尾		11 西新	14 大橋	
大牟田市 (○印)	1 国設大牟田	3 新地	5 橘	7 不知火		
	2 三川	4 七浦	6 勝立			
久留米市 (△印)	1 えーるピア久留米	3 城南中学校				
	2 三潨中学校	4 田主丸中学校				

(1) 一般環境大気測定局一覧表

測定局	所在地	用途地域	測定項目													設置主体
			SO ₂	NO _x	CO	O _x	SPM	PM _{2.5}	T-HC	NMHC	風向 風速	温度	湿度	その他		
北九州観測局	小倉北区井堀二丁目7-1	住	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市	
門司観測局	門司区大里原町12-12	住	○	○		○	○				○				市	
松ヶ江観測局	門司区大字畑	住	○	○		○	○	○			○				市	
門司港観測局	門司区東門司二丁目16-1	住	○	○		○	○	○			○				市	
小倉観測局	小倉北区大門一丁目6-48	商	○	○		○	○				○				市	
城野観測局	小倉南区富士見三丁目1-3	住	○	○		○	○				○				市	
曾根観測局	小倉南区下曾根四丁目22-1	住	○	○		○	○	○			○				市	
企救丘観測局	小倉南区企救丘二丁目1-1	住	○	○		○	○	○			○				市	
若松観測局	若松区本町三丁目13-1	商	○	○		○	○	○			○				市	
江川観測局	若松区高須北1-1	住	○	○		○	○	○	○	○	○				市	
八幡観測局	八幡東区中央一丁目2-4	商	○	○		○	○				○				市	
黒崎観測局	八幡西区東鳴水1-1-1	商	○	○		○	○	○			○				市	
塔野観測局	八幡西区塔野一丁目3-1	住	○	○		○	○	○			○				市	
戸畑観測局	戸畑区新池一丁目2-1	商	○	○		○	○	○			○				市	
市役所	中央区天神一丁目10-1	商	○	○		○	○	○			○				市	
祖原	早良区祖原15-7	住	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	市	
吉塚	博多区吉塚六丁目8-11	準工	○	○		○	○	○			○				市	
南	南区塩原一丁目27-1	住		○		○	○				○				市	
東	東区宮松四丁目21-22	住		○		○	○				○				市	
長尾	城南区長尾五丁目1-1	住		○		○	○	○			○				市	
香椎	東区香住ヶ丘三丁目10-1	住		○		○	○	○	○	○	○				市	
元岡	西区大字田尻108	未		○		○	○	○			○				市	
国設大牟田	大牟田市有明町2-3	商	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国	
三川	大牟田市船津町1-6-1	住	○	○		○	○				○				市	
新地	大牟田市新地町7	住	○	○			○	○			○				市	
七浦	大牟田市七浦町15-1	住	○			○	○		○	○	○				市	
橘	大牟田市大字橘1408-1	住	○	○		○	○				○				市	
勝立	大牟田市新勝立町4-1-1	住	○	○		○	○				○				市	
城南中学校	久留米市城南町11-4	住	○	○		○	○	○			○				市	
えーるピア久留米	久留米市諏訪野町1830-6	住	○	○		○	○				○				市	
三潆中学校	久留米市三潆町玉満2705	住				○	○	○			○				市	
田主丸中学校	久留米市田主丸町田主丸65-1	未				○	○	○			○				市	
苅田	苅田町富久町1-19-1	住	○	○		○	○	○			○				県	
豊前	豊前市吉木955	未	○	○		○	○	○			○				県	
田川	田川市大字弓削田2838	未	○	○		○	○	○			○				県	
宗像	宗像市東郷1-2-1	未	○	○		○	○	○			○				県	
直方	直方市津田町7-20	商	○	○		○	○	○			○				県	
糸島	糸島市浦志2-3-1	住	○	○		○	○	○			○				県	
太宰府	太宰府市大字向佐野字迎田39	未	○	○		○	○	○			○				県	
筑後小郡	小郡市大字井上字尾辺田434	未	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	県	
柳川	柳川市三橋町今古賀8-1	未	○	○		○	○	○			○				県	
飯塚	飯塚市平恒1-47	住	○	○		○	○	○			○				県	
八女	八女市立花町谷川1156	住	○	○		○	○	○			○				県	
朝倉	朝倉市杷木池田483-1	未	○	○		○	○	○			○				県	
篠栗	篠栗町大字田中1-1	住	○	○		○	○	○			○				県	

ホームページからの注意報等発令状況の確認方法

福岡県庁ホームページ及び福岡県保健環境研究所ホームページ「福岡県の大気環境状況」から、光化学オキシダント及びPM2.5の速報値並びに注意報等の発令状況を確認できます。

以下の URL を入力していただくか、検索サイトに、「福岡県庁ホームページ」又は「福岡県の大気環境状況」と入力してください。

○福岡県庁ホームページ

光化学オキシダント情報

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ox-info.html>

※TOP ページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)の「くらし・環境」→「生活環境」→「大気」からアクセスできます。

PM2.5 に係る注意喚起について

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pm25-tyuukanki.html>

※TOP ページの「危機管理情報」からアクセスできます。

○福岡県保健環境研究所ホームページ「福岡県の大気環境状況」

光化学オキシダント速報値

<http://www.fihs.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Nipo/OyWbNpKm0106.htm>

PM2.5 速報値

<http://www.fihs.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Nipo/OyWbNpKm0151.htm>

携帯電話版

<http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Mjiho/OyWbJihMMenu.htm>



福岡県の大気環境状況

注意報等の発令状況が
確認できます

● 時報表示

● **オキシダント日報**

● 項目別日報

● 局項目別月報

● オキシダント濃度図

● 測定局・項目一覧

● 解説のページ

携帯サイト

項目別日報

項目別日報を選択してください

過去7日間の測定結果を表示します。表示項目と表示日付を選択して、「表示」ボタンをクリックして下さい。

表示項目: **光化学オキシダント** 表示日付: 03月11日 表示

光化学オキシダント

酸化窒素

酸化窒素

酸化窒素

酸化窒素

酸化窒素

酸化窒素

表示項目を選択してください

2015年03月11日 光化学オキシダント(Ox)

(環境基準:1時間値が0.06ppm)

市町村	測定局	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時
門司観測局	門司観測局	0.033	0.036	0.035	0.037	0.035	0.034	0.030	0.029	0.035	0.037	0.040	0.042	0.04
	小倉観測局	0.039	0.040	0.041	0.042	0.042	0.040	0.035	0.032	0.034	0.036	0.038	0.039	0.04
	城野観測局	0.047	0.045	0.048	0.052	0.050	0.046	0.046	0.041	0.043	0.047	0.048	0.051	0.05

測定局ごとに連報値が表示されます

お問い合わせ先
福岡県 環境部
環境保全課 大気係
電話:092-643-3360
FAX:092-643-3357
メールでのお問い合わせ

※PM2.5については、NHK 福岡・北九州放送局のデータ放送からも速報値を確認できます。

福岡県における近年の光化学オキシダント注意報の発令状況

【平成19年度】

発令年月日	発令地域	発令時刻	解除時刻	最大値 [ppm]	届出 被害者数
H19. 4. 26	北九州市	13:20	20:15	0.128	3
H19. 5. 8	北九州市	9:15	21:00	0.153	24
	福岡市	14:30	19:15	0.124	104
	前原市	14:30	19:15		
	二丈町				
	志摩町				
	筑紫野市	15:30	19:15		
	春日市				
	大野城市				
	太宰府市				
那珂川町					
H19. 5. 9	北九州市	11:15	16:15	0.135	14
H19. 5. 27	北九州市	8:45	14:15	0.141	368
				合計	513

【平成20年度】

H20. 5. 22	北九州市	13:30	17:40	0.132	99
H20. 5. 27	小郡市	15:20	17:15	0.131	69
	大刀洗町				
				合計	168

【平成21年度】

H21. 5. 8	福岡市	13:20	20:20	0.148	7
	前原市	15:30	20:20	0.134	0
	二丈町				
	志摩町				
H21. 5. 9	北九州市	15:15	20:30	0.141	1
	福岡市	14:20	19:20	0.152	25
	前原市	14:20	18:10	0.132	0
	二丈町				
	志摩町				
合計				33	

【平成24年度】

H24. 5. 7	福岡市	10:40	15:30	0.126	13
-----------	-----	-------	-------	-------	----

【平成28年度】

H28. 5. 30	北九州市	15:30	17:00	0.124	20
	福岡市	16:30	20:00	0.125	5
	宗像市	16:30	18:20	0.120	2
	福津市				
	芦屋町				
	水巻町				
	岡垣町				
速賀町					
				合計	27

【平成29年度】

H29. 4. 30	久留米市	15:10	19:00	0.124	0
H29. 5. 29	久留米市	15:30	18:30	0.122	0
H29. 5. 30	久留米市	15:30	18:00	0.124	4
				合計	4

福岡県における微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起の実施状況

【平成26年度】

実施年月日	実施地域	実施時刻	解除時刻	午前5～7時の1時間値の平均値 [μg/m ³] (判断基準超過局)		
H26. 6. 1	福岡地域	8:00	24:00	93.3		
H27. 3. 22	北九州地域	8:00	24:00	90.7	88.3	88.0
	福岡地域	8:00	24:00	98.0	87.3	

【平成29年度】

H29. 7. 27	福岡地域	8:00	11:00	141.0	91.7	
------------	------	------	-------	-------	------	--